

# 平成 30 年 2 月定例教育委員会会議録

## 1. 2 月定例教育委員会会議

- [1]期 日 平成 30 年 2 月 26 日 (月)
- [2]場 所 市教育委員会 教育長室
- [3]会議時間 午前 10 時 1 分から午前 11 時 54 分まで
- [4]出席委員 川井田和人教育長、橋口玄郎教育長職務代理者  
池野康己委員、杉尾優子委員、連尺野智子委員
- [5]参 与 中武教育政策課長、蓑方社会教育課長、  
藤代スポーツ振興課長、田中教育政策課課長補佐、  
鬼塚教育政策課課長補佐、山本教育政策課教育総務係長
- [6]議事日程 第 1 会議録の承認 1 月定例教育委員会会議録  
第 2 行政報告 2 月行政報告について  
第 3 議案第 2 2 号 西都市公民館条例の一部改正要求について  
議案第 2 3 号 西都市公民館管理運営規則の一部改正について  
議案第 2 4 号 西都市学校生活介助員派遣事業要綱の廃止について  
議案第 2 5 号 西都市立小中学校非常勤職員設置要綱の一部改正について  
議案第 2 6 号 平成 2 9 年度補正予算要求について  
議案第 2 7 号 平成 3 0 年度当初予算要求について  
第 4 そ の 他 ①西都市奨学生定住促進補助金交付要綱の制定について  
②西都市学校給食会補助金交付要綱の一部改正について  
③西都市生涯学習関係団体連絡協議会補助金交付要綱の  
一部改正について  
④総合学力調査の結果について  
⑤男女混合名簿の活用について  
⑥学校におけるフッ化物洗口について

## 2. 開 会

教 育 長 ただ今より、2 月定例教育委員会を開催いたします。

## 3. 会議録承認

教 育 長 はじめに、1 月定例教育委員会会議録の承認を求めます。  
会議録については既に原案を配付しておりますが、会議録に記載した内容についてご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議ないようですので、会議録を承認することといたします。

#### 4.行政報告

教 育 長  
教育政策課長

つづいて、2月の行政報告をお願いします。

(九州都市教育長協議会意見交換会及び情報交換会について)

九州都市教育長協議会の理事会が今回宮崎市のニューウェルシティ宮崎で開催されまして、その後理事と地元九市の教育長を交えての意見交換会、情報交換会があったところでございます。こちらには教育長が参加をされているところでございます。

(東米良(尾八重)有楽椿(つばき)まつりについて)

3年ぶりに開催されております。地元の主催でございまして400名程度のお客様が見えられたということで、こちらにも教育長が参加をされておられます。

(宮崎県教育研究機関連絡協議会研究発表大会について)

宮崎県教育研修センターで県内15機関の研究発表が行われたところでございます。4会場に分かれて発表が行われております。西都市教育委員会については、今年度は発表はなしということで、それに代わりまして、教育研究センターの研究発表は、コミュニティセンターで1月25日と2月8日に行われたところでございます。1月25日には教育長、2月8日には教育長と橋口委員もお聞きいただいたところでございます。

(宮崎県市町村教育長連絡協議会第3回支部長会及び県教育委員会との意見交換会について)

宮崎市教育情報研修センターで行われております。西都児湯の支部長として、教育長が出会をされております。それから、県教育委員会との意見交換会では、県から平成30年度の事業説明等が行われているところでございます。

(第2回西都市安全教育連絡協議会について)

こちらは10月に行われました通学路の安全点検、22箇所に対しての各関係機関からのその後の報告があっております。危険度評価、対応難易度についての報告があつてございまして、今後の取組を協議させていただいたところでございます。それから、この安全教育連絡協議会がほとんど通学路の安全点検に特化してきたところございまして、今後「安全教育」という言葉どおりの児童生徒への対応ができるようなかたちでの取組について、話し合いを持ったところございまして、道路に関係する機関に加え、今回はオブザーバーとして社会教育課と市の危機管理課から出席をいただいたところでございます。

(西都市小中高一貫教育推進協議会について)

こちらにつきましては、小中高の教務主任等に出席をいただきまして、市から次年度の取組の確認、英語教育と指導要録、それから来年度の行事予定等についてでございますが、それを確認させていただいたところでございます。それから、また後でご説明させていただきますが、12月に行い

ました総合学力調査の結果を確認させていただいたところでございます。それから、グループ協議に分かれまして、小学校はプログラミング教育、中学校は聖陵セミナーに対する方向性を協議させていただいたところございました。

(西都市校長会について)

今年度最後の校長会ということで、来年度に向けた市教育委員会の取組、それから先ほど申し上げました総合学力調査の結果等をご報告させていただいたところでございます。

(初任者研修について)

本年度採用になりました2名の教諭、都於郡小の後藤先生と、妻中の柳田先生でございますが、本年度最後の研修を行っております。教育長から最後に講話をいただいたところでございます。

(西都市幼保小連携協議会について)

市内の幼稚園、保育所それから小学校1年生の担任等にご出席いただいで行く予定でございます。まず、1年間の就学指導の流れを確認、共有すること、それから特別な配慮を要する子どもたちへの対応や現状課題等を情報共有していくということで計画をさせていただいているところでございます。

教 育 長  
社会教育課長

つづいて社会教育課長お願いします。

(タイムアフターフォーとサウンド・オラジネーターとパーソナリティ甲斐裕三郎と一日限りの復活ライブⅡ in 西都市民会館について)

入場者数は290名ということでございました。

(西都市歴史民俗資料館企画展について)

3月4日まで開催予定です。3月4日というのは生涯学習フェスティバルがありますので、その日まで開催する予定にいたしております。内容としては写真でたどる昭和の西都市ということで、一ツ瀬ダムの建設事業あるいは妻線等を写真で紹介しております。入場者数なんですけど、2月15日現在ではありますけど137名、昨年の企画展と同じ日なんですけど、比較すると昨年が22人ということで、100名以上の増ということになっております。これは新聞に掲載されたことが大きな原因ではないかと思っております。

(日向国府跡保存整備検討委員会について)

現在進めております発掘調査の今年の成果と報告書の作成について指導助言をいただいております。

(イン・リーダー教室について)

7日に都於郡小学校、14日に穂北小学校、三財小学校で開催しております。

(市民提案型ロビーコンサートについて)

募集を行いまして、申請があった団体に1団体2万円で委託をして、その範囲内でコンサートを行ってらおうという事業でございます。今年は

教 育 長  
ス ポ ー ツ 振 興  
課 長

1 団体ということでした。

つづいてスポーツ振興課長お願いします。

(野球、サッカー春季キャンプについて)

まず、野球からですが、韓国大学の硬式野球部が1月16日から2月14日までキャンプを行っております。こちらは西地区野球場において行っております。続きまして、ヤクルトファームですが、1月31日に歓迎式を行いまして、24日土曜日午前中までキャンプをされまして、24日にプリムローズ前で見送りをしたところであります。現在、東北大学硬式野球部が西地区野球場で2月28日までの予定でキャンプを行っております。2月28日に東邦ガス硬式野球部がキャンプに入るようになっております。3月9日までです。続きまして、サッカー関係ですけれども、大学サッカー全日本選抜が2月1日から4日まで、大阪産業大学のサッカー部が2月19日から25日までキャンプを行っていただきました。

(第72回南九州駅伝競走大会について)

えびの市真幸地区体育館前スタート、都城市役所前をゴールとする7区間で行われました。本市からはインフルエンザ関係によって高校生を中心としたチーム編成で臨んだところですが。結果としましては、高校チーム、大学チーム、社会チームをあわせた46チーム中32位でしたけれども、次年度につながる大会になったのではないかなと考えております。

(第13回西都原このはなマラソン大会競技役員専門部会について)

このはなマラソン大会が3月18日日曜日に開催されてるわけですがけれども、それに先だつての競技役員の主任、副主任、係員の選任、それと大会会場のレイアウト、コース等についての協議を行っております。今回参加申込者数ですけれども、2,901人ということで目標とする3,000人には99人足りなかったわけですがけれども、前回の2,949人に次ぐ申込みとなっております。

(第12回教育長杯パークゴルフ大会について)

市民の健康の増進と体力の向上、それと親睦と融和を深めるということで大会を実施しております。123名の参加をいただいて大会を行っております。教育長にも一緒に参加をいただきまして盛り上げていただいたところですが。

(西都市スポーツ少年団春季大会について)

25日は剣道だけですけれども、3月に入りましてその他の種目の少年団の春季大会が開催されることになっております。

教 育 長  
池 野 委 員

それでは、ご質問等あればお願いしたいと思います。

教育政策課の28日の幼保小連携協議会ですけれども、ちょっと気になるのが、学童保育というんですか、保育園とか幼稚園によってちょっと温度差があるのかなと思っていて、そこら辺りがうまく連携できれば学力向上とかそういうところにもつながるのかなと思っているんですけれども、そ

ういう意見はないんですか。

教育政策課長

学童保育につきましては、放課後の小学校低学年を中心とした居場所を作るということで、福祉事務所が行っている事業でございます。こちらにつきましては、市の施設それから市内の保育所等を利用したかたちでしているところでございまして、なかなかその中では連携というのは今のところ難しいところでございます。ただ、学習指導とか、そういったことにつきましては、以前コミュニティスクールのお話をさせていただいたこともございますが、社会教育課と一緒に放課後の学習指導を含めた取組を次年度以降に少しずつ計画をしていければと考えているところでございます。

教 育 長

よその地区でもときどき話が出ますが、この件については福祉事務所も関係しますので、また一回ゆっくり話をしてみたいと思います。

それでは、スポーツ振興課長はここで退席をさせていただきます。

## 5.議 案

教 育 長

議案の審議に入ります。

まず、議案第 22 号 西都市公民館条例の一部改正要求を議題にいたします。説明をお願いします。

社会教育課長

議案第 22 号 西都市公民館条例の一部改正要求について、使用料の積算方法変更等に伴い、所要の整備を行おうとするものです。

(資料により説明)

教 育 長

ご意見はございませんか。

(意見なし)

教 育 長

お諮りいたします。議案第 22 号 西都市公民館条例の一部改正要求について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長

ご異議ないようですので、議案第 22 号を承認いたします。

つづいて、議案第 23 号 西都市公民館管理運営規則の一部改正についてを議題にいたします。説明をお願いします。

社会教育課長

議案第 23 号 西都市公民館管理運営規則の一部改正について、西都市公民館条例の改正に伴い、関係する規則について所要の整備を行おうとするものです。

(資料により説明)

教 育 長

ご意見はございませんか。

(意見なし)

教 育 長

お諮りいたします。議案第 23 号 西都市公民館管理運営規則の一部改正について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長

ご異議ないようですので、議案第 23 号を承認いたします。

つづいて、議案第 24 号 西都市学校生活介助員派遣事業要綱の廃止についてを議題にいたします。説明をお願いします。

教育政策課長

議案第 24 号 西都市学校生活介助員派遣事業要綱の廃止について、平成 30 年 4 月より西都市学校生活介助員派遣事業を廃止し、西都市学校生活支援員派遣事業を実施するため、西都市学校生活介助員派遣事業要綱を廃止しようとするものです。

(資料により説明)

橋 口 委 員

一つ目の質問は、今までは児童生徒の保護者が申請をして認めるということですが、今度の支援員の場合の事務関係がどのように代わるのかです。それから、仕事の内容が今までは介助が中心になりそうな感じがしたんですが、今度からはその支援というのは介助以外、身体的に不自由な方以外の障害がある方への支援も中に入るのか入らないのか、一部学習指導、支援みたいなものを含めての質問ですが、その違いを教えてください。

教育政策課長

まず 1 点でございますが、申請につきましては、支援員派遣を希望する場合は、当該学校長が教育委員会に要請をするということとしたところでございます。来年度の予算では、20 名程度の支援員を派遣するというところで予算化をしております。現在 18 名の介助員を派遣しているところですが、少し多くしたところございまして、この中身につきましては、当然今まで行っておりました生活介助、身体、着替え、それから排便等のお手伝い、移動も含めて、これらは継続をしていくということでございますが、それに加えまして授業中の気が散る子どもたちに対しては先生の方を見るとか、教科書の何ページを開けるとか先生の指示を繰り返して伝える、内容を教えるのではなくて、指示を伝えるというようなことの支援をプラスしていこうとするところでございます。

橋 口 委 員

身分上の違いというのは何かあるんですか。

教育政策課長

身分上は特に大きな変更はございません。業者に委託をしてその業者から派遣をしていただくということを想定している事業でございます。

杉 尾 委 員

来年度 20 名程度派遣をされるということなんですけれども、各学校かなり介助が必要な子どもさんたちが増えてらっしゃると思うんですけれども、大体支援員 1 人当たりに何名程度という人数というのはあるんでしょうか。

教育政策課長

現在の介助員派遣につきましては、おおむね子どもさん 2 名について 1 名の介助員ということで原則としてはそうしておりますが、相手方の子どもさんを見て、1 対 1 から 1 対 3 とか 1 対 5 とかまで広げている状況でございます。やはり来年度からも 1 対 1 だけではなく、1 対複数の児童生徒を見るという場合も想定されると考えております。

教 育 長

ご意見はございませんか。

(意見なし)

教 育 長

お諮りいたします。議案第 24 号 西都市学校生活介助員派遣事業要綱の

廃止について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長

ご異議ないようですので、議案第 24 号を承認いたします。

つづいて、議案第 25 号 西都市立小中学校非常勤職員設置要綱の一部改正についてを議題にいたします。説明をお願いします。

教育政策課長

議案第 25 号 西都市立小中学校非常勤職員設置要綱の一部改正について、非常勤職員の職務の内容等の変更に伴い、所要の整備を行おうとするものです。

(資料により説明)

教 育 長

ご意見はございませんか。

(意見なし)

教 育 長

お諮りいたします。議案第 25 号 西都市立小中学校非常勤職員設置要綱の一部改正について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長

ご異議ないようですので、議案第 25 号を承認いたします。

つづいて、議案第 26 号 平成 29 年度補正予算要求についてを議題にいたします。説明をお願いします。

教育政策課長

議案第 26 号 平成 29 年度補正予算要求について、教育総務費など、総額 41,131 千円の減額補正を要求しようとするものです。

(資料により説明)

教 育 長

ご意見はございませんか。

(意見なし)

教 育 長

お諮りいたします。議案第 26 号 平成 29 年度補正予算要求について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長

ご異議ないようですので、議案第 26 号を承認いたします。

つづいて、議案第 27 号 平成 30 年度当初予算要求についてを議題にいたします。説明をお願いします。

教育政策課長

議案第 27 号 平成 30 年度当初予算要求について、教育総務費など一般会計及び特別会計を合わせて、総額 1,136,496 千円の予算を要求しようとするものです。

(資料により説明)

教育政策課長

橋 口 委 員

三納地区館のトイレを洋式化するという話で結構なことだと思いますが、本当かどうかは分かりませんが、よく話を聞くのが、学校関係でもトイレが洋式化することによって、しゃがむのが嫌だということで児童生徒が使わないという話を聞いたりするんですが、児童生徒でそのくらいということは、僕でも洋式トイレに座るのは気持ちが悪いからなんか遠慮しがちなんですが、例えば地区館というと僕より年配の方もいらっしゃると思うんですけども、大丈夫なのかどうかという質問です。きれいになるの

は結構なことなんですけれども。

社会教育課長

これは年次的にやっていくということで、あと2館くらい予定しているんですけれども、これは要望があつて洋式化してほしいということから検討しまして、では洋式化しましょうということでやっていることです。

教育政策課長

洋式化については、いろいろと議論がありまして、今橋口委員がおっしゃったように触れることに対しての抵抗というのもございますが、高齢者が利用する地区館につきましても、腰を下ろす、座るといふことがなかなか厳しくなっている高齢者等もございまして、トイレについても同じように腰掛けて使えるようなかたちにしてくれという要望も結構出ているところがございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

橋口委員

質問は、洋式化するのはいけしからんという意味ではなくて、予算を伴うことだけでも、和式の分も残しておいて整備していただくといいのかなという質問でありまして、全部洋式化したら、本当に尾籠（びろう）な話で申し訳ないけれども、駅なんかに行つても汚いところがあつて、どこか和式がないかなと思つたりするといふ発想です。どなたも質問しづらいことでもありますけれども、考へていくときは、作つてやつたから使えといふ発想ではなくて、使いづらい人もいらつしやるということも配慮の上で、特に学校関係は、都会なんかでは女の子が我慢して便秘になるといふ話を聞いたりするので、配慮していただくといふなといふだけです。

連尺野委員

ついでに聞きたいんですが、そのトイレは暖かいんでしょうか。今は暖かいところも多いですし、トイレが冷たくて、座つたとたん立ち上がるくらいに冷たくてびっくりしたことがあるんですけれども、そういうのがやっぱりお年寄りが地区館なんか使われると、血圧が上がつたりとかしないかどうか。ただお金がかかることだから、そういうのがどうなんだろうと思ひまして。和式だったら全然そんな関係ないですよ。

社会教育課長

次回報告させていただきます。

池野委員

分収林についてですけど、今年度は木を切らなかつたという考へでよろしいんでしょうか。

教育政策課長

分収林につきましても、各学校が営林署と50年ほど前に契約をして植付けをしているところが今後もかなり出て参ります。今回は、三納小中学校の分は、昨年度計上させていただいた分が入札が不落だつたといふことで、来年度改めて入札を行つていくといふのが1件ございます。それと契約が満了して伐期が来たといふのが、妻中と三財小中学校の分になっております。その分が増えているといふことになって参ります。

池野委員

入札は営林署がするわけですよ。

教育政策課長

はい。国有林内の部分もございまして、植え付けた売払い額の8割を契約した相手方、2割を国がとるといふかたちになっております。

橋口委員

奨学金返還に関連する予算のところをもう少し詳しく教へてもらうといふんですが。



- 教育政策課長 これにつきましては、あとで補助金交付要綱の制定についてのその他の部分で説明をさせていただこうと考えておるところですが、事務局費の中の節の19というところがございます。奨学生定住促進補助金75万円でございますが、来年度はその75万円を予算化していくということで計画をしているところがございます。西都市の奨学金貸付けを受けてらっしゃる方が西都市に定住していくことを想定して、住んでいただくということで、1年間支払われた額を西都市から補助させていただくということで、実質免除するというような規定になってくると考えております。ただ、実際に免除をしていきますと、奨学金の貸付けは基金で管理しておりますので、基金の額が減っていくことは将来に奨学金が足りなくなってくるおそれがございますので、補助金として予算化させていただいて、支援をしていくということにしたいところがございます。
- 橋口委員 額は小さいけれども、定住促進に結びつけば有り難いことなので、広報誌等でそういう目玉になるようなところは是非市民に知らしめてほしいと思います。貸倒れ充当みたいに受け取られかねないおそれもあるので、それじゃないということをお願いしたいと思います。
- 教育長 定住促進も大きな西都市の課題ですからね。放課後子ども教室もそういうような意味で学力向上ということで来年度から始めようという考えを持っておりますので、合わせて広報できたらいいと思っております。
- 教育長 ご意見はございませんか。  
(意見なし)
- 教育長 お諮りいたします議案第27号 平成30年度当初予算要求について、ご異議ございませんか。  
(異議なし)
- 教育長 ご異議ないようですので、議案第27号を承認いたします。

## 6.その他

### [1]西都市奨学生定住促進補助金交付要綱の制定について

- 教育政策課長 (資料による説明)
- 橋口委員 第2条の第2項ですが、「市内に居住している者で」という前提があると、市外に進学して住所がそこに移っていった者は最初から駄目ということですか。
- 教育政策課長 進学して奨学金を受けている間は、市外に住んでらっしゃっても特に変わりはないんですが、返済中に西都市に住むことを条件としているところがございます。
- 橋口委員 「市内に居住している者で引き続き市内に居住する」というのは、奨学金を受けている期間は西都市にいないで、市内に居住していないですね。
- 池野委員 例えばというかたちで説明してもらおうと分かりやすいです。
- 教育政策課長 例えば大学進学者で、東京の大学に行かれていますと、その間は奨学金は

うちからお貸ししている。卒業して半年たってから返済が始まります。卒業して西都市に戻って来られて、西都市に居住されているというのが条件となります。その表現であります。

池野委員 最初から西都市の住民であってもいいわけですか。例えばうちの息子が県外の大学に行って地元就職した場合というとならえ方でいいわけですか。

教育政策課長 橋口委員 それで結構です。

橋口委員 半年後に返済が始まるわけだから、返済を始めるときに西都市に居住を移した者は対象にならないということですか。

教育政策課長 いえ。まず第1号が一番のところでございます。西都市の奨学資金の貸付けを受けた方が、納期限までに返済をされている方、まずはそこが第一でございます。その中で西都市に住んでいる方が対象になりますというのが第2号になります。

池野委員 奨学金自体は返済しなくてもいいということですか。

教育政策課長 奨学金をきちんと返済してくれれば、返してもらった分を補助しますということで、その年に実質免除になります。

池野委員 結局次の年からもらったものを返せばいいわけですよね。ものすごく手を上げる方が増えるんじゃないですか

教育政策課長 橋口委員 そうなってほしいと思っております。

橋口委員 こだわって大変申し訳ないんですが、「市内に居住している者で」じゃなくて、「返済開始時点で市内に居住している者若しくは居住する意思のある者」という意味なら分かるんですが、「市内に居住している者で」と書かれるとかなり限定されるような気がします。

教育政策課長 ただ、返済開始時というよりも、返済の途中から帰ってこられる場合もございます。ですから、途中から西都市に帰ってこられたときは、第3条になります。市内に居住をした場合においては居住をした月の翌月以降から対象にしますよということで、返済をされている方で居住をされているというこの2つの条件とこのほかの条件もございませうけれども、大きな条件としてはその2つでございます。

池野委員 これがもし有名になって希望者が増えてきたときには、全員の方が対象になるということですね。

教育政策課長 多くは大学生が対象になってくるのかなと考えておりますが、そうした場合、最大12年間の対象期間になります。開始が大体22歳で34歳くらいまで。そうやって参りますと、毎年10名程度に貸し付けて全員が西都市に住まれた場合、1,500万から1,700万くらいが毎年必要となってくる補助金の額になって参ります。

橋口委員 先ほどの件は、やっぱりどうしても僕の読解能力では理解が難しいんですが、置いておくことにしまして、もう一つが、「この告示は、平成30年4月1日から施行する」ということに関してですが、今、池野委員が言わ

れたようなことに関連するんですが、普通こういったものを適用する場合は、奨学金を借りる人からスタート、あなたたちから対象にしますよ、こういう制度を新たに設けますので、申し込んでくださいという意味合いと、平成30年4月1日時点で貸付期間を終了して、西都市、その近辺に就職した人から始めますよというスタイルと、既にまじめに返済をされていて、西都市に住んでいる人たちも含めますよというものと、施行はここから始めるけれども、対象者の決め方が理解によってタイプが違ってくるのではないのかなと思います、見た感じでは対象者がどの人たちなのかというのが分からない。先ほどの説明では平成30年度に4名くらいが対象だということはこの文章を見ただけでは分からないということで、その辺はどうなりますか。

教育政策課長

これにつきましては、貸付けにつきましては全く別の規程、制度でございます。ですからそれは今まで通り流れている制度として捉えておりますが、今回新たに作った交付要綱は、今度の4月1日からこの対象になれば補助をしますということで新たに作ったところでございますので、いわば奨学金を申し込んだからというわけではなく、奨学金を返すことになった人が対象ですということに、この要綱ではしておりますので、今まで借りた人、今返済中の方も当然対象になるというふうに考えております。

教 育 長  
教育政策課長

今は何年間で返すことになっているんですかね。

6年くらいです。今年度は申込みがゼロです。2, 3名から4名ほがここ10年くらい続いておりますので、返済者も多くございません。今後この制度があるということで、奨学金の貸付けを申し込まれる方が増えてくればその卒業後に増える可能性はあると考えております。

橋 口 委 員

要するに新たに返済を始める人だけでなく、過去何年か返済している人も対象にしますと。

教育政策課長  
橋 口 委 員

その除外をする規程を設けておりませんので、そのとおりです。

そうすると、既に返済をしている人たちへの補助というのは、30年4月1日から始めるわけだから、30年度分に対しての補助だけで、29年度、28年度もこれだけ使ったというのは駄目ですよということはどこか書いてありますかね。

教育政策課長

この要綱が平成30年4月1日から施行するので、それ以後の方が対象になりますということです。

池 野 委 員  
教育政策課長

西都市の奨学金を借りるのは条件がありますよね。

選考委員会等を開催しますので、申込みが多くなればある程度の制限が必要になってくるとは思っております。

池 野 委 員

何かちょっと不公平感があるような気がするんですよ。だから、借りられる人を多くして、補助金の額を全額でなくてもいいけど、半分とか3分の1とかくらいにした方が効果は大きいんじゃないかなと思うんですよ。後々定住するということを考えてですよ。奨学金を借りるという条件

で苦勞をされるという人にお金を補助してやるのか、それとも定住を促進するためにやるのかというのがちょっといまいち見えないと思うんですが、もっとハードルを低くして定住を促進するのか、それとも苦勞されている方を対象とするのかがいまいちはっきりしない気がしますけれども。

教育政策課長

これはあくまで西都市に定住された方に対しての補助金ということで、定住促進に資するものと考えて、創設を考えたところでございます。

教 育 長

奨学金をまず出すところの問題の話ですよね。それはまたそれで整理をしないといけないところかもしれないんですけど、今は借り手がいないんですよ。

教育政策課長

今年度は申込みがゼロでございまして、その前も3人くらいずつということで、償還期間とか貸付額とかを昨年ちょっと緩和させていただいたところでございますが、これに加えて定住促進をプラスさせていただければと思っているところでございます。

教 育 長

来年度広報してみても、ものすごく増えるようだったら、今の話を整理しないといけないかもしれないですね。

池 野 委 員

ほかの市で地元就職した方にはお祝い金なんかをやっていたじゃないですか。そういう考え方の方がいいような気がしますね。奨学金を借りた人が条件になるのではなくて、県外に1回出ていた人が帰ってきたときにそういうふうにした方が、費用対効果はあるのかなと。

教育政策課長

すみません。そうなってくると教育委員会の所管するところではないので、申し訳ございません。

教 育 長

その話は課長ともしたんですけども、要するに定住を長くしてもらおうと。だから12年間と奨学金の返還期間も長くして、そして長く住む間には子どもも生まれたらそこに住むだろう、定住するだろうという考え方もあって、こういうものがあれば教育委員会としてもお金が出せるというところで考えたんですけども、池野委員が言われるように奨学金の幅を広げるために最終的にはこっちの方も2分の1返したらいいよ、3分の1返したらいいよということ奨学金というのはある程度大学進学が厳しい人に貸し出すようなかたちなので、それをもう少し柔軟に考えるという池野委員の意見は様子を見て考えていくというかたちで整理をさせてもらっていますか。今年アピールしてみても、広報してみてもどれだけ集まるかというところがまず問題なので、まずこれで通していかしてもらえればと思います。

橋 口 委 員

私もその件は質問しようと思っていたんですが、定住促進というのは何も教育委員会が頑張ったからできるというわけではなくて、医療の問題とか、多岐にわたると思うんですが、鳥取県とか高知県あたりだと思うんですが、よく報道になる、もうなくなるような市町村が一気に増えたとか言う報道があったりするので、やっぱり市を挙げて定住化というのを方針として打ち出して、その一環として教育委員会も頑張りますよということな

ら、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

[2]西都市学校給食会補助金交付要綱の一部改正について

教育政策課長 (資料による説明)

[3]西都市生涯学習関係団体連絡協議会補助金交付要綱の一部改正について

社会教育課長 (資料による説明)

[4]総合学力調査の結果について

田中教育政策 (資料による説明)

課長 補佐

[5]男女混合名簿の活用について

田中教育政策 (概要説明)

課長 補佐

橋口委員

大変結構なことなんですが、並べ方があいうえお順なのか生年月日順なのかで、またとらえ方が全然違ってしまふ可能性があるんで、それはどうなるんでしょうか。

田中教育政策

課長 補佐

名簿につきましては、日向市の場合、あいうえお順と生年月日順というのがあります。小学校は生年月日順、これは生まれた順に特に低学年は配慮があるからということだろうと思ふんですけども、基本的には小学校も中学校あいうえお順がいいのではないかなと考へております。

[6]学校におけるフッ化物洗口について

教育政策課長 (概要説明)

7.閉会

教育長 以上で本日の会議を終わります。

8.次回教育委員会開催日程

平成30年3月30日(金) 午前10時から